

平成28年2月29日

魚沼市議会議長 浅井 守 雄 様

総務委員会

委員長 遠 藤 徳 一

総務委員会調査報告書

本委員会は、所管事務について下記のとおり調査したので、魚沼市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

- 1 調査事件名 (1) 所管事務調査について
(2) 閉会中の所管事務等の調査について
(3) その他
- 2 調査の経過 2月29日に委員会を開催し、付託案件の審査を行った。
閉会中の所管事務等の調査については、これを行うこととした。
その他で、平成28年度地方税制改正(案)の概要、魚沼市斎場建築工事の設計金額について執行部より説明を受け質疑を行った。

総務委員会会議録

1 審査事件

- (1) 平成 27 年 請願第 6 号 地方自治の尊重を求める請願
- (2) 議案第 25 号 魚沼市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- (3) 議案第 26 号 魚沼市火災予防条例の一部改正について
- (4) 議案第 27 号 魚沼市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
- (5) 議案第 28 号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理について
- (6) 議案第 29 号 魚沼市行政不服審査会条例の制定について
- (7) 議案第 30 号 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について
- (8) 議案第 43 号 魚沼地域定住自立圏の形成に関する協定の締結について
- (9) 議案第 44 号 魚沼市過疎地域自立促進計画の策定について

2 調査事件

- (10) 閉会中の所管事務等の調査について
- (11) その他
 - ・平成 28 年度地方税制改正(案)の概要について
 - ・魚沼市斎場建築工事の設計金額について

3 日 時 平成 28 年 2 月 29 日 午前 10 時

4 場 所 広神庁舎 301 会議室

5 出席委員 富永三千敏、岩井富士夫、大平栄治、遠藤徳一、大屋角政、森山英敏
(浅井守雄議長)

6 欠席委員 なし

7 紹介議員 なし

8 説明員 大平市長、角家総務課長、酒井企画政策課長、堀沢財政課長、桜井税務課長、
青木北部振興事務所長、羽鳥環境課長、柊沢消防長、桑原総務管理室長、
森山企画政策室長、大塚環境対策室長、井口廃棄物対策室長、佐藤予防課長

9 書 記 小幡議会事務局長、櫻井議会事務局次長

10 経 過

開 会 (10 : 00)

遠藤委員長 定足数に達していますので、ただいまから総務委員会を開会します。本委員会に付託された議案について審査願います。

(1) 平成 27 年請願第 6 号 地方自治の尊重を求める請願

遠藤委員長 日程第 1、平成 27 年請願第 6 号地方自治の尊重を求める請願を議題とします。本件については、前年 12 月 10 日、本年 2 月 4 日と 2 回に渡り審査をしたところではありますが、引き続き継続審査となっているものであります。理由につきましては、現在国と沖縄県において係争中の案件でもあり、慎重に審議する必要があることから継続審査とされているものです。ここでしばらくの間、扱いについて協議します。休憩とします。

休 憩 (10 : 01)

(休憩中に取扱いについて自由討議)

再 開 (10 : 02)

遠藤委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。休憩中に、「請願につきましては国と県の係争中の案件でもあること。」「その後も情勢の変化はなく推移しているものであること。」「他市議会の動向等も注視する必要があること。」から、まだ、結論を出さずに引き続き審査をすることとしたい。との意見でありました。よって、引き続き継続審査とすることで、異議ありませんか。(異議なし) そのように決定しました。

(2) 議案第 25 号 魚沼市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

遠藤委員長 続きまして、日程第 2、議案第 25 号魚沼市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを議題とします。執行部から補足説明はありますか。

角家総務課長 ありません。

遠藤委員長 これから質疑を行います。質疑はありますか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに、異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから、議案第 25 号について、採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第 25 号魚沼市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(3) 議案第 26 号 魚沼市火災予防条例の一部改正について

遠藤委員長 日程第 3、議案第 26 号魚沼市火災予防条例の一部改正についてを議題とします。執行部から補足説明はありませんか。

栢沢消防長 ありません。

遠藤委員長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

富永委員 この改正によって、一般市民に大きく影響が出て火災予防の対応というか、その辺のところで影響の出るところは考えられますでしょうか。

栢沢消防長 今まで別表第 3 に載っているものにガスグリドル付こんろというものが追加になったわけですが、皆さんお宅にガスグリル付のこんろがあると思います。それと同様な離隔距離を規定してありますので、今までどおりのガスグリル付こんろと使用方法はまったく同じでありますので影響はないと考えております。

富永委員 では特に条例改正によって防火上の設備だとかは改善する必要はないわけですね。

栢沢消防長 離隔距離については、周りが不燃物とまた不燃物以外のものについて距離が異なっていますので出来れば一般家庭においても周りは不燃材のものにしていただければと考えています。特に離隔距離を保っていただければ火災予防上問題ないと思っています。

遠藤委員長 他に質疑はございませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから議案第 26 号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第 26 号魚沼市火災予防条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(4) 議案第 27 号 魚沼市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

遠藤委員長 日程第 4、議案第 27 号魚沼市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正についてを議題とします。執行部から補足説明はありませんか。

羽鳥環境課長 ありません。

遠藤委員長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

森山委員 この条例の施行日が平成 28 年 4 月 1 日から、火葬場では 12 月 15 日あたりから新斎場で動き出しているんですが、この間の条例的にみるとどういうことになるのかお聞きしたい。

羽鳥環境課長 条例的には 2 ヶ所でできるというふうになっているんですが、市民からの問い合わせにつきましては新斎場をご利用くださいと言うご案内をさしあげています。何故 4 月 1 日までダブルでやっていたかと言いますと、本来であれば新斎場が出来た段階で移行すべき所でしたが、新斎場の方は小動物の焼却炉 1 基であり、立ち上げに何かと不安がありましたので、その間、年度末までダブルで運転をしていたものであります。

森山委員 もう一点ですね、新旧対照表になりますと、小動物旧では 30 キログラム以上 40 キログラム未満という規定になっています。新では削るとなっていますが、40 キロ以上、

50 キロ、60 キロの小動物はどうなりますか。

羽鳥環境課長　今回、新しく出来た新斎場は 50 キロまでとなっています。ただし、それ以上のものについては魚沼市内にはありませんので民間施設をご案内しております。具体的には栃尾の方に民間の施設があります。

遠藤委員長　他に質疑はございませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから議案第 27 号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第 27 号魚沼市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(5) 議案第 28 号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理について

遠藤委員長　日程第 5、議案第 28 号行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理についてを議題とします。執行部から補足説明はありますか。

角家総務課長　ありません。

遠藤委員長　これから質疑を行います。質疑はありますか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから議案第 28 号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第 28 号行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(6) 議案第 29 号 魚沼市行政不服審査会条例の制定について

遠藤委員長　日程第 6、議案第 29 号魚沼市行政不服審査会条例の制定についてを議題とします。執行部から補足説明はありますか。

角家総務課長　ありません。

遠藤委員長　これから質疑を行います。質疑はありますか。

森山委員　行政不服審査会と住民から監査請求があった場合どのような考え方というか縦分けになるのか、同じようなことをやっぱりやるんですか。

角家総務課長　行政不服審査会は行政処分に対する異議や不服の審査をする機関であり、住民の監査請求は、市の財務の執行上、不利益が生じた場合に関して監査委員が審査・判断をするものと思われます。それぞれ法の根拠が異なるものです。

遠藤委員長　しばらくの間休憩いたします。

休　　憩 (10 : 12)

(休憩中に懇談的に意見交換)

再開（10：13）

遠藤委員長　休憩を解き、会議を再開いたします。他に質疑はありませんか。（なし）質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから議案第 29 号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって、議案第 29 号魚沼市行政不服審査会条例の制定については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

（７）議案第 30 号 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について

遠藤委員長　日程第 7、議案第 30 号 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理についてを議題とします。執行部から補足説明はありますか。

角家総務課長　ありません。

遠藤委員長　これから質疑を行います。質疑はありませんか。

富永委員　議案書の 140 ページ、附則の第 2 項経過措置のところで公表について記載されていますが、平成 28 年度における人事行政の運営等の状況に係る平成 29 年度の報告から適用するとなっていますが、これは 4 月 1 日から施行するが 29 年度にならないと公表をしないということですか。

桑原総務管理室長　そのとおりです。

富永委員　この条例を整理し 4 月 1 日から施行するんですが何故 28 年度には公表をしないのか、その理由をお聞かせください。

桑原総務管理室長　これは平成 28 年度中の状況について年度終了後に公表をするものです。

遠藤委員長　ほかに質疑はありませんか。（なし）質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから議案第 30 号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって、議案第 30 号 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

（８）議案第 43 号 魚沼地域定住自立圏の形成に関する協定の締結について

遠藤委員長　日程第 8、議案第 43 号魚沼地域定住自立圏の形成に関する協定の締結についてを議題とします。執行部から補足説明はありますか。

酒井企画政策課長　ありません。

遠藤委員長　これから質疑を行います。質疑はありませんか。

大屋委員　この自立圏の形成に関する協定書は、おそらく自治体関係でいうと湯沢と南魚沼市、魚沼市がおそらく、南魚沼市が手を挙げたんでそことの協定書を各自治体が結ぶと思うんですが、だいたい同じような内容ですか、湯沢も。

酒井企画政策課長　内容については同じ内容となっています。

大屋委員　平等だと思うんですが各自治体で不平等のところはないですか。

酒井企画政策課長　どれが平等で不平等か難しい問題ですが対等の考え方でやっていきまし、あくまでも中心市は南魚沼市になっています。そこは協議の上で負担等含めてやっていくということになります。

大屋委員　この協定書が結ばれた後に具体的な計画を立てるというふうになっていますがだいたい何年ぐらいかかりますか、今年度、28年度くらいで終わるんですか。

酒井企画政策課長　この協定書が結ばれば今度は共生ビジョンという形で具体的事業を検討していきます。それについては今の予定では28年の10月頃までには完成させたいと進めています。

大屋委員　そうすると10月頃までにまとめたものは委員会或いは議会等に示されると理解してよろしいか。

酒井企画政策課長　決定する前に順次お示ししながら進めていきたいと考えていますし、当然決まった段階ではお示しさせていただきます。

遠藤委員長　ほかに質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから議案第43号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第43号魚沼地域定住自立圏の形成に関する協定の締結については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(9) 議案第44号 魚沼市過疎地域自立促進計画の策定について

遠藤委員長　日程第9、議案第44号魚沼市過疎地域自立促進計画の策定についてを議題とします。執行部から補足説明はありませんか。

酒井企画政策課長　ありません。

遠藤委員長　これから質疑を行います。質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから議案第44号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第44号魚沼市過疎地域自立促進計画の策定については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(10) 閉会中の所管事務等の調査について

遠藤委員長 日程第 10、閉会中の所管事務等の調査についてを議題とします。お諮りします。
本委員会が、閉会中に所管事務等の調査を行うことについて、議長あて申し出をしたいと
思います。異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。したがって、閉会中の
所管事務等の調査については、議長あて申し出を行うことに決定しました。

(11) その他

- ・平成 28 年度地方税制改正(案)の概要について
- ・魚沼市斎場建築工事の設計金額について

遠藤委員長 日程第 11、その他を議題とします。資料が配布されていますので順次説明願
います。まず桜井税務課長より平成 28 年度地方税制改正(案)の概要について説明願います。

桜井税務課長 (資料「平成 28 年度地方税制改正(案)の概要について」により説明)

遠藤委員長 ただ今の説明及び報告の件について、質疑はありませんか。

富永委員 1 ページ目の真ん中の所ですが、地方法人課税の偏在是正のところですが、法人
住民税を交付税の原資化という事は財源にするということで、それをそのまま交付税算
定の財源にするわけではないですね。

桜井税務課長 現在交付税については 5 つの税目がこの交付税の原資になっているわけ
ですが、この地方法人税についても原資の中に加えて地方交付税の財源にすると、交付税会
計の財源にするということでもあります。

富永委員 もう一度確認させてください。そうすると交付税算定にするわけではなくて財源
にするということですか。

桜井税務課長 交付税は需要額と基準収入額の差額、不足額を交付税として交付する訳です
けど、その必要な経費の中には算定には入れませんので、交付税会計の安定化に資する
という部分になるということで具体的にその市にその部分が入ってくるという事ではあり
ません。

遠藤委員長 ほかに質疑等ありませんか。（なし）これで質疑を終わります。平成 28 年度地
方税制改正に伴い例年のとおり 3 月末に税条例の一部改正について専決処分をする予定
であることについて、説明、報告を受けたということで、本件については以上とします。
続きまして斎場建設工事の設計金額について羽鳥環境課長より説明を求めます。

羽鳥環境課長 (資料「26 環工第 1 号 魚沼市斎場建築工事 設計金額の積算誤りについて」
により説明)

遠藤委員長 ただ今の報告の件について、質疑はありませんか。

大平委員 この当初設計と言うのは魚沼市か、それとも委託業者か。

羽鳥環境課長 これは設計業務委託により業者が作成したものです。

大平委員 チェック体制というのは一般質問にも出したんですが、チェックはしたようにな
っているんですがチェックは本当にやったんですか。

羽鳥環境課長 チェックはやったと思いますが、単価を一件ごとのチェックはしなかったと
いう結果がこれだと理解しております。

大平委員 思いますでなく、これで見るとコンピューターで値段が決まっているんだから、

チェックはしなかったということだと思うんですが他にもいっぱいあるんですよね、ハンコだけついて。今後チェックだけはしっかりやっていただきたいと思います。

遠藤委員長　ほか委員の皆さまはいいですか。

森山委員　単価の入れ間違い等が目立つ、責任的には設計者のミスということの責任を求めるのですか。

羽鳥環境課長　確かに基の設計書を作った業者の方にも責任はあるでしょうし、それを発注した我々市においてもチェック体制が甘いということであったと思っております。

森山委員　設計者はワシズ設計ということですが何らかの処分はされたのですか。

羽鳥環境課長　ワシズ設計は文書注意、市職員におきましても文書注意をしております。

岩井委員　確かこの設計のやつは裁判書類で出てきた書類の中で発見されたと受け止めているのですが結局、情報公開をきちんとしない中で、下手をすると他にもいっぱい間違いがあるんじゃないかと非常に懸念されますがその辺はどう考えていますか。

羽鳥環境課長　我々が出来る範囲で他の工事もチェックさせていただきました。他は今のところないと理解しております。

遠藤委員長　ほかに委員からありませんか。しばらくの間休憩といたします。

休　　憩（10：45）

（休憩中に懇談的に意見交換）

再　　開（10：45）

遠藤委員長　休憩を解き会議を再開いたします。これで質疑を終結いたします。それではこの件につきましては、説明もあり執行部から謝罪もあったという事で、これで終わりたいと思います。その他、執行部から発言はありませんか。

青木北部振興事務所長　（資料「東京入広瀬会の再開について」により説明）

遠藤委員長　報告案件ですので質疑は行わないですがよろしいですか。（はい）その他、執行部から発言がある方はお願いいたします。

羽鳥環境課長　2月4日の総務委員会でも報告をさせていただきましたが、新ごみ処理場の建設候補地の一般公募について動きがありましたので報告させていただきます。この前も申し上げましたが、今回の新ごみ処理場の建設予定候補地の一般公募につきましては昨年の11月1日から今年の4月30日まで半年間募集をしているのですが、今までの動きとし南魚沼市内3地区で説明会を開催しました。今後の予定としまして、魚沼市内1地区、南魚沼市内1地区、湯沢町内1地区で説明会を開催する予定となっています。また他にも、水面下で動きがあるようにも聞いております。なお、申請状況につきましては、2市1町の申し合わせにより公募期間後の公表とさせていただきますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

遠藤委員長　本件については、若干、質疑を取りたいと思います。委員の方で質疑はありませんか。（なし）これで質疑を終わります。只今、環境課より説明のありましたことにつ

きましては、今後、進捗等により委員会に報告いただくという事で取り扱いさせていただきたいと思いますがよろしいですか。(はい) そのようにさせていただきます。その他、執行部からありませんか。(なし) 委員の皆さんから意見、協議事項等はありませんか。(なし) それでは、本日の会議録の調製については委員長に一任をいただきたいと思います。本日の総務委員会はこれで閉会します。

閉 会 (10 : 50)